

## 第8号議案

間接オークションの開始日について

(案)

間接オークションについて、システム開発の状況や事業者の準備等も、概ね予定通り進捗し、平成30年9月までに準備の完了が見込めることから、開始日を平成30年10月1日とする。

これに伴い、業務規程附則（平成29年9月6日）第1条第2項および送配電等業務指針附則（平成29年9月6日）第1条第2項の施行期日は、平成30年10月1日とする。

以上

### 【添付資料】

別紙1：間接オークションの開始日について

別紙2-1：(Web公表)間接オークションの開始日について

別紙2-2：(Web公表)間接オークション開始に伴う計画提出等の留意事項について

別紙3-1：業務規程（一部抜粋）

別紙3-2：送配電等業務指針（一部抜粋）

## 間接オークションの開始日について

間接オークションの開始日について、第 165 回理事会（2018 年 8 月 8 日開催）にて正式決定しましたので、お知らせします。

### 1. 間接オークション開始日

2018 年 10 月 1 日（月曜日）

### 2. 間接オークション開始に伴う今後の主なスケジュール

スケジュールの詳細は、3. 関連資料「間接オークション開始に伴う計画提出等の留意事項について」を参照ください。

2018 年 9 月 3 日 : 間接オークション開始に伴う入力支援ツールの提供開始※1  
2018 年 9 月 18 日 午前 10 時 : 経過措置計画※2 の受付開始  
2018 年 9 月 29 日 午前 12 時 : 10 月 1 日分 経過措置計画提出締切  
2018 年 9 月 30 日 午前 10 時 : 10 月 1 日分 スポット市場取引  
2018 年 9 月 30 日 午前 12 時 : 10 月 1 日分 翌日計画提出締切  
2018 年 9 月 30 日 午後 3 時 : 通告変更（連系線利用計画）受付停止  
2018 年 9 月 30 日 午後 5 時 : 10 月 1 日分 1 時間前市場取引開始  
2018 年 10 月 1 日 : 間接オークション開始

※1 連系線利用計画、送電可否判定結果通知、混雑処理結果通知に関する入力支援ツールは、提供終了となります。

※2 [「間接オークション導入における経過措置に関するお知らせ」（2018 年 5 月 7 日公表）](#) を参照。

### 3. 関連資料

[間接オークション開始に伴う計画提出等の留意事項について](#)

[業務規程](#)

[送配電等業務指針](#)

### 参考リンク

- [第 5 回 地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会 配布資料（2018 年 3 月 20 日実施）](#)
- [連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（第 2 回）資料の公表（2017 年 12 月 20・25 日実施）](#)
- [連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会（第 1 回）資料の公表（2017 年 6 月 14 日実施）](#)

### お問い合わせ

電力広域的運営推進機関 間接オークション説明会受付

メールアドレス : [implicit\\_setsumeikai@occto.or.jp](mailto:implicit_setsumeikai@occto.or.jp)

# 間接オークション開始に伴う 計画提出等の留意事項について

平成30年8月8日

電力広域的運営推進機関

## 間接オークション開始に伴う計画提出等の留意事項について

- 1) 間接オークションの開始について
- 2) 計画提出等の概要
- 3) 月間計画について
- 4) 週間計画について
- 5) 翌日計画・通告変更について
- 6) 経過措置計画について

- 平成30年10月1日受渡分より、間接オークション(下記)を開始いたします。
- 各種業務においては、10月1日以前より、変更があるものがあります。
  - スポット市場取引であれば、9月30日取引分（10月1日受渡分）より間接オークションを開始いたします。
  - 計画提出等について、次頁以降で説明いたします。

間接オークションとは 4

- 「直接オークション」が、直接的に“連系線を利用する地位又は権利”をオークションにより割り当てる仕組みであるのに対し、「間接オークション」は、こうした地位又は権利の割当てを直接的に行わず、全ての連系線利用を、エネルギー市場（日本でいえばJEPXにおける市場）を介して行う仕組み。
- 具体的には、現行ルールでは、先着優先での容量割当を積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を活用して、前日スポット取引が行われているところ、変更後ルールでは、**原則、全ての連系線容量（マージン分は控除）を前日スポット取引市場に割り当てる仕組み**と考えることができる（※）。
- （※）我が国の前日スポット取引市場は現在でも全国市場であるため、連系線の全ての容量（マージン分は控除）を前日スポット取引市場に割り当てることで、すなわち、間接オークションと同義となる。また、前日スポット取引約定後は、1時間前取引市場を介して、割り当てる仕組みとなる。
- よって、現行の「先着優先」に基づく連系線への容量登録を停止すれば、**実質的に間接オークションが実現**。

現行の仕組み  
(いわば、先着優先と間接オークションのハイブリッド)

間接オークション

電力広域的運営推進機関  
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第3回）資料をもとに作成

出所) 第1回 連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会 (2017.6.14) 第1部 資料

# 2) 計画提出等の概要

- 連系線利用計画：9月30日までは、10月1日以降の計画対象日も含めて、計画提出可能です。10月1日以降は連系線利用計画の提出は不可となり、9月30日までに受け付けた10月1日分以降の容量登録値は削除いたします。
- 経過措置計画：9月18日午前10時より経過措置計画の事前受付を開始いたします。その間、連系線利用計画と経過措置計画の並行処理期間がありますのでご注意ください。

計画種別	計画提出概要	~9/30	10/1~
連系線 利用計画	提出可否 9月30日までは現行ルールに基づき提出可能。10月1日以降は提出不可。	提出可能	間接オークション開始 <b>10月1日以降提出不可</b>
	提出可能計画対象日 9月30日までに受け付けた10月1日分以降の容量登録値は削除。	提出可能計画対象日	<b>10月1日以降削除</b>
経過措置 計画	提出可否 9月18日午前10時以降、提出可能。	事前受付開始 (9月18日)	提出可能
	提出可能計画対象日 10月1日分以降のみ提出可能。		提出可能計画対象日

連系線利用計画と経過措置計画の並行処理期間あり。

3-1) 長期・年間計画および新規容量登録等について

31

■ 長期) 連系線利用計画について

長期) 連系線利用計画	対象期間	提出期限	対応
作業停止計画の調整用	平成32~39年度	平成30年 1月15日 17時	提出不要です
空容量算出用		平成30年 3月10日 17時	

・対象期間が間接オークション導入後となるため、容量登録等を行いません

■ 年間) 連系線利用計画について

年間) 連系線利用計画	対象期間	提出期限	対応
作業停止計画の調整用	平成30~31年度	平成29年12月20日 17時	平成30~31年度分の提出をお願いいたします
空容量算出用		平成30年 3月 1日 17時	

- ・間接オークション導入後、連系線利用計画は不要となりますが、導入時期が平成30年度下期の早い段階となったことから、間接オークション導入まで連系線利用計画が必要なため、年間連系線利用計画を提出してください。
- ・現行の連系線利用ルールに基づき、増加・減少変更を含めた2年度分(平成30~31年度分)の提出をお願いします。
- ・ただし、間接オークション導入後は、今回の容量登録分を含む全ての容量登録は無効となることに、ご注意ください。

※補足：昨年度に提出いただいた年間連系線利用計画の増加分の容量登録について

年間連系線利用計画の提出に当たって、昨年度に提出いただいた年間連系線利用計画（平成29~30年度）の平成30年度の増加変更分は、これまで「平成30年度分の連系線利用計画については、増加変更分は登録できません」とご案内していましたが、間接オークション導入時期が平成30年度下期の早い段階となったことから、これまでに通知した送電可否判定結果等を反映し容量登録いたします。これまでに通知された値を、平成30年度の変更前の値として計画を提出してください。

※詳細は「長期・年間連系線利用計画の計画提出等について」(平成29年11月29日)をご参照ください

- 平成30年10月1日からの制度移行の場合、現行ルール上の連系線利用計画の新規容量登録・統合等の処理は、平成30年8月末を申込み期限とさせていただきます。

3) 月間計画について

6

月間) 連系線利用計画提出についての留意事項

以下の月間連系線利用計画までは、現行連系線利用ルール通りの提出をお願いいたします。

- ・調整用 月間連利 (平成30年 9~10月分) 提出期限：8月5日17時
- ・空容量算出用 月間連利 (平成30年 9~10月分) 提出期限：8月15日17時

10/1 間接オークション開始

平成 30年	8月 (9~10月分)				9月 (10~11月分)			10月 (11~12月分)			
	1日	5日	15日	20日	1日		20日	1日			
月間) 連系線 利用 計画		調整用 提出 期日 <b>提出 必要</b>	算出用 提出 期日 <b>提出 必要</b>	通知、 空容量 公表 <b>計画潮流 公表※</b>	10~11月分は 月間連利提出 不要 (策定しない)		空容量 公表 <b>予想潮流 公表※</b>	・以降、連系線利用計画 (は廃止 (提出不要)) ・8月が提出期日の 月間計画のうち、 10月分の 容量登録値は削除			
		提出頂きました9~10月分のうち、 10月分の容量登録値は、 10月1日以降に削除いたします				月間利用計画変更は 20日17時まで (以降は受け付けません)					
【参考】 月間) 発販 需調	提出 期日 <b>提出 必要</b>				提出 期日 <b>提出 必要</b>			提出 期日 <b>提出 必要</b>	月間)発販・需調は 以降も提出必要 (現行通り)		

週間) 連系線利用計画提出についての留意事項

- ・9月25日提出期日分(9月29日～10月12日分)については、  
14日分の連系線利用計画提出をお願いいたします。
- ・当該策定結果のうち、10月1日分以降の容量登録値は、10月1日以降に削除いたします。

10/1 間接オークション開始

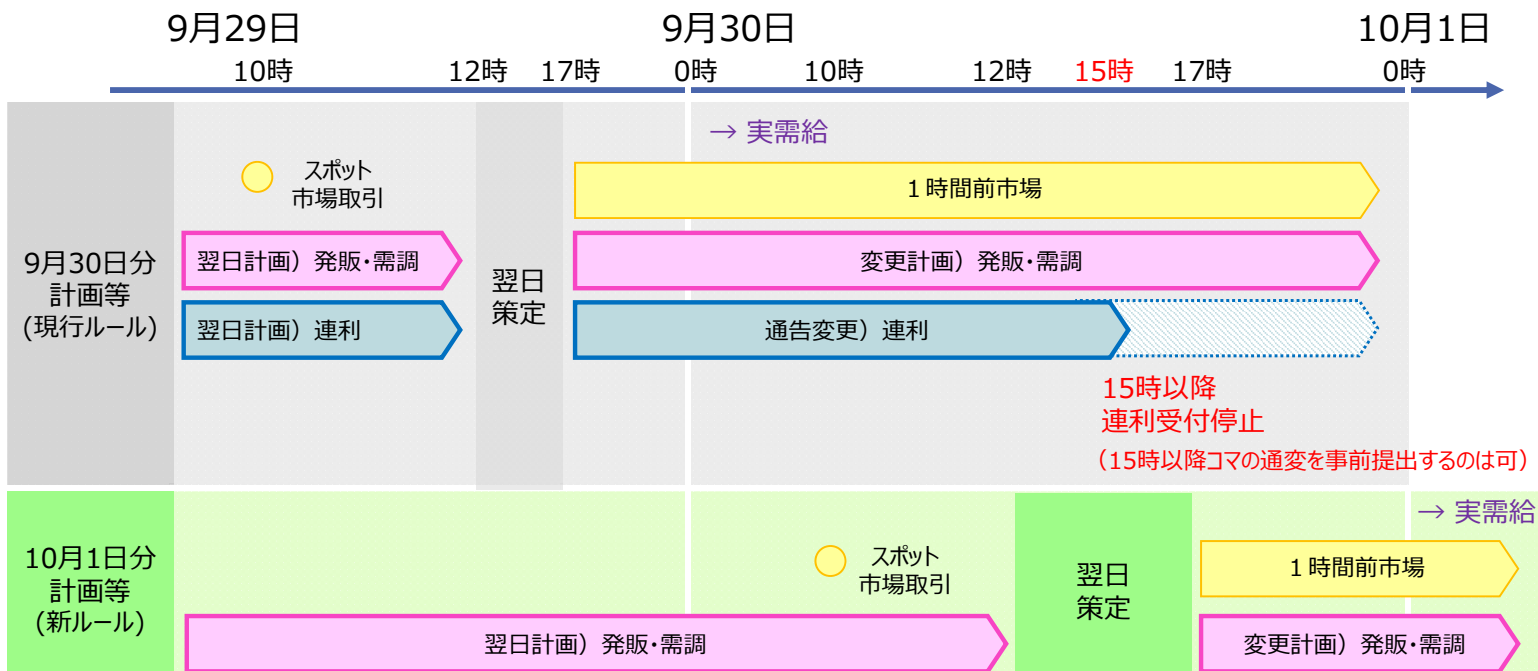
平成30年	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
週間) 連系線利用計画	提出期日 (9月29日～10月12日分) <b>提出必要</b>		通知、空容量公表 <b>計画潮流公表※</b>				<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     ・以降、連系線利用計画は廃止 (提出不要)                      ・9月25日が提出期日の週間計画のうち、10月1日分以降の容量登録値は削除                 </div>			空容量公表 <b>予想潮流公表※</b>
週間) 連系線利用計画変更	10月12日分までを含めた、合計14日分の計画提出をお願いいたします (10月1日分以降の容量登録値は10月1日以降に削除いたします)		29日分の利用計画変更期限 (12時)	30日分の利用計画変更期限 (12時)	→ 以降受け付けません					
【参考】週間) 発販・需調	提出期日 <b>提出必要</b>						週間) 発販・需調は以降も提出必要 (現行通り)	提出期日 <b>提出必要</b>		

※ 業務規程 第168条

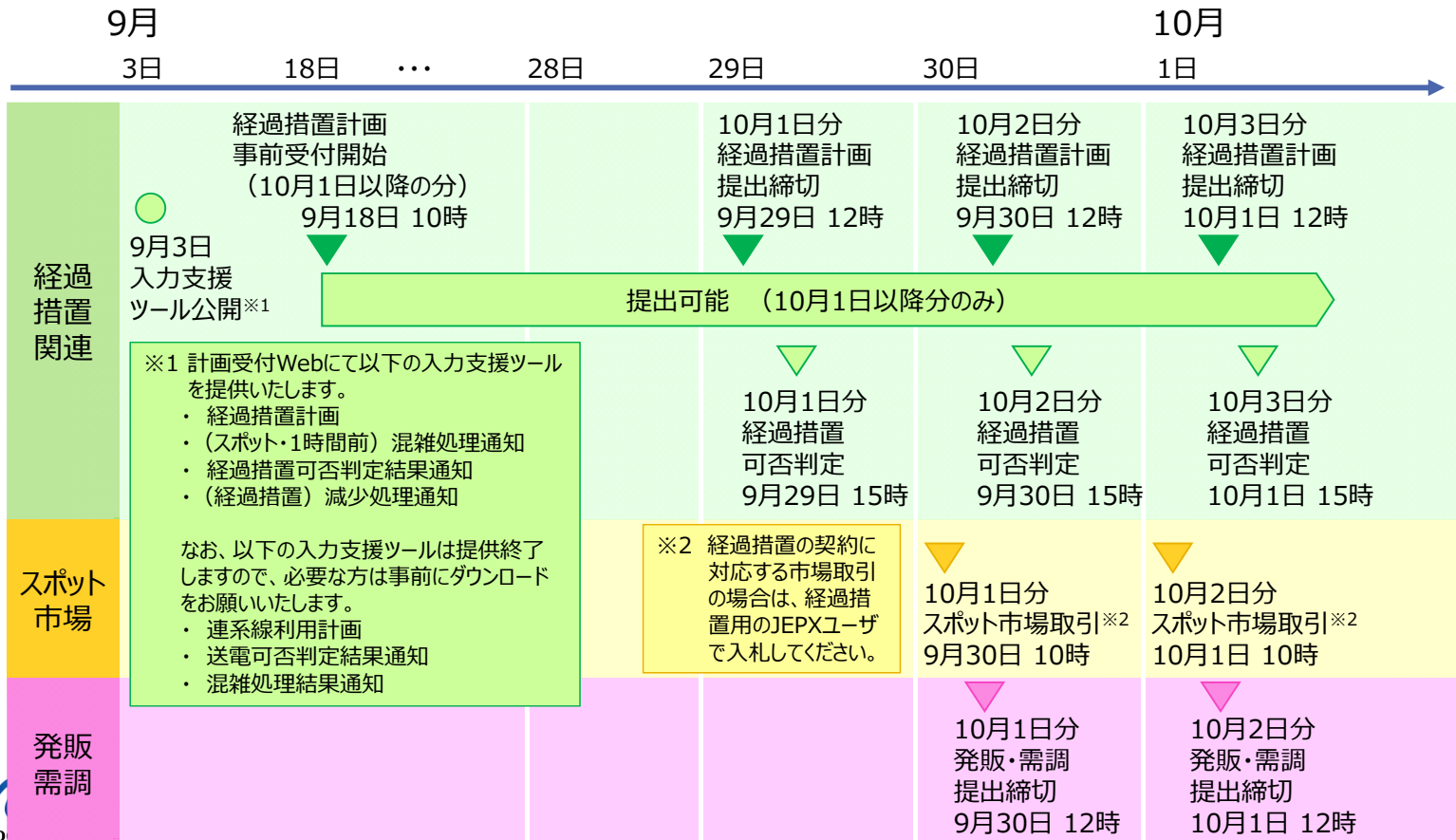
5) 翌日計画・通告変更について

通告変更) 連系線利用計画提出についての留意事項

- ・9月30日の15時以降はシステム切替のため、通告変更(連系線利用計画)を提出できません。
- ・当該時間帯でエリア間取引を行う必要がある場合は、  
予め事前に通告変更(連系線利用計画)を提出いただくか、1時間前市場を活用してください。



■ 9月18日午前10時より経過措置計画の受付を開始いたします。



<間接オークションに係る資料参照先>

トップページ> 広域機関システム 利用手続き・計画提出> 間接オークション

[http://www.occto.or.jp/octosystem/kansetsu\\_auction/index.html](http://www.occto.or.jp/octosystem/kansetsu_auction/index.html)



平成 27 年 4 月 1 日施行  
平成 27 年 4 月 28 日変更  
平成 27 年 8 月 31 日変更  
平成 28 年 4 月 1 日変更  
平成 28 年 7 月 11 日変更  
平成 29 年 4 月 1 日変更  
平成 29 年 9 月 6 日変更  
平成 30 年 4 月 1 日変更  
平成 30 年 6 月 29 日変更  
平成 30 年 10 月 1 日変更

# 業務規程

電力広域の運営推進機関



## 附則（平成29年9月6日）

（施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、第2条（第2項第38号を除く。）、第17条、第107条（第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。）、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条（第3項を除く。）まで、第160条、第168条及び第179条（第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。）並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。
- 3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、第133条10-2（※3）「同条第3項」とあるのを「同条第2項」、第153条中第3項を第2項とする。

平成27年4月28日施行

平成27年8月31日変更

平成28年4月1日変更

平成28年7月11日変更

平成28年10月18日変更

平成29年4月1日変更

平成29年9月6日変更

平成30年6月29日変更

平成30年10月1日変更

# 送配電等業務指針

電力広域の運営推進機関

## 附則（平成29年9月6日）

（施行期日）

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、第33条第1項第2号アの規定において「、イ、ウ及びカ」とあるのを「イ及びカ」に改め、同号ウの規定を削る。